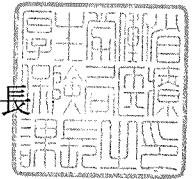


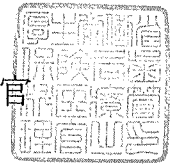
地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D014（16）中「ネフェロメトリー法」を「ネフェロメトリー法又はTIA法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中（18）を（19）とし、（17）の次に次のように加える。
 - （18） 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出
 - ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。
 - イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する
 - ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
別添1	別添1
第2章 特掲診療料	第2章 特掲診療料
第3部 検査	第3部 検査
D014 自己抗体検査	D014 自己抗体検査
(16)「23」のIgG4は、ネフエロメトリー法又はTIA法による。	(16)「23」のIgG4は、ネフエロメトリー法による。
D023 微生物核酸同定・定量検査	D023 微生物核酸同定・定量検査
(1)～(17) 略	(1)～(17) 略
(18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	D023 微生物核酸同定・定量検査
ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リアンピン耐性遺伝子検出に準じて算定する。	(1)～(17) 略
イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。	D023 微生物核酸同定・定量検査
ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。	(1)～(17) 略
(19) 略	(18) 略